

一九八六年

第三十六回 村研大会討論のあらまし

(その2)

吉沢四郎

「土地と村落——村落の変貌と土地利用秩序」を共通課題とした第三回大会の討論の前半部分、西川、岩本両会員の報告に対する討論は、司会者団の一人だった東会員によって、整理され報告されている（「通信No.1 議題」）。

したがって今回は、北原会員を司会者としてすすめられた長谷川会員の報告に対する討論を整理して報告したい。

長谷川報告は、村落の変貌の道程を、「村落共同体」→「村落競合体」→「村落複合体」と定式化して提示し、それぞれの段階とともに土地利用体系が変化することを明らかにしたユニークな報告であった。

この長谷川報告に対して3つの質問が出された。①つは長谷川報告のなかで論及された土地利用の公共性（公共性の範囲と主体）についてであり（高橋・池上両会員）、②は長谷川報告で提示された村落類型のなかの複合体について、また3つの村落類型の推移のメカニズムはどうか、というものであり（河村・池上会員）、③は農村計画についてであった。

これらの質問に答える前に、討論者の一人安孫子会員から出されていた質問、「長谷川報告で用いられている家産概念は、私有財産と同じではないか、その家をしても処分できないのが家産ではないかに対し、長谷川会員は、報告で用いた家産の概念は、M. Weberの家産概念と異なり、「しんしよう」（身上）という言葉を家産といえかえていることを明らかにした。長谷川報告では、「家産」という言葉は、「村落競合体」のなかで用いられている。共同体志向型の家族では、家の財産（田、畠）で生活を維持するという割合は少なく、こうした段階では、昔の慣行（妻問婚、隠居分家、末子相続）が残っている。この古い家から次の家族に移るときのメルクマールとして土地の私有制、家の財産をあげた。「村落競合体」では「しんしよう」をつくるのをめざして競合すると長谷川会員は説く。また討論者の一人、磯辺会員から出された質問「土地の私的所有を誰が統合するのか」に対しても、3つの質問への回答のなかで明らかにしたいと述べた。

① 土地利用の公共性について高橋会員は、土地利用の公共性といった場合、土地と農村という関係からみると、都市中心の資本主義的秩序の公共性なのか、農村中心の公共性なのか、公共性の主体は何か、と問い合わせ、池上会員は、土地利用の公共的規制というとき、公共性の範囲と主体が問わなければならぬと指摘した。

長谷川会員は、土地は売買できる点では商品だが、単なる商品ではなく、有限でしかも人間存在の根底をなすものだから公共性があるとし、公共性の具体例としてドイツでは、草地を勝手に開墾して畑にすることはできず、景観を維持し、公害を防ぐという面で、土地の公共性が存在していることを挙げた。また私的企業のため「公共性」はありえないと述べた。

また公共性の主体について、長谷川会員は次のように述べた。公共性の主体は基本的には住民である。具体的には村落が登場していく。とくに稻作に関して水の管理に関連して、村落が土地管理の主体であった。転作の場合、あるいは農用地利用の再編成をおこなうとする場合、役場（地方自治体）は個別農家ではなく、村落の区長、農家実行組合について相談することにもみられる。しかし最近この傾向が変わりつつあること、また稻作以外では村落が管理主体の機能を十分に果たしているとはいえない。

土地利用管理が土地利用計画、農村計画と結びついているところから、これらの計画主体を現代の農政で求めると、地方自治体の農政課、産業課、農協である。農協が地域農業計画の主体となつた好例として静岡県三ヶ日町農協をあげることができる。農協は農家営農類型を設定し、5つの作物の生産を計画化しており、生態系の維持（地力維持）のため畜産農家と果樹農家を結合する「堆肥舎」を

設けたコンポスト・システムを導入している。これは一つの地域の生態系の維持、地力維持を目的として農協が核となって実施したものである。一定の広さをもった地域農業計画では、小さな村落ではどうしようもない。広域な地域農業計画は、農協、役場が結んで地域土地利用計画をつくることが必要だ。

農村計画に関連して、重要なことは、「村落複合体」の現段階では、村落内に異質的な住民が現れており、これら異質者をふくめて合意形成が必要であることで、異質の人を調和させながら一つの地域社会をつくりあげていくことが、これから農村社会学の課題でもある。

以上のような長谷川会員の見解が述べられたあと、高橋会員から農村計画に関する意見が開陳された。

四全総では都市間ネットワークのなかで農村は都市の融合するとされているが、そうすると農振地域でも農業内部の土地利用だけで考えられない状況がでてくる。都市側からの公共性が主張される傾向がある。そういうなかでわれわれは農業をふくめて農村をどう考えるか。農村計画を考える場合、農業サイドだけでなく、また混住化という現状肯定だけでなく、四全総とは異なる農村像をもたなければならぬ。

高橋会員の指摘は、農業と自然は民族の伝統文化をつくり出す母胎であり、農業、農村の安定は社会の安定と民族自立の前提条件であると考えている多くの会員の共鳴をえていた。

② 3つの村落類型の推移のメカニズム、変動の条件を明らかにせよという池上会員の質問に長谷川会員は次のように述べた。

「村落共同体」から「村落競合体」への推移は、私的土地位所有、

つまり家が財産を獲得して、その財産である土地による生活ができる体制への変化が特徴である。「村落競合体」から「村落複合体」への推移で特徴的なことは、等質性をもつ農家がせり合う形でなく、農家が他との関連を失って、いわば連帯性を失って孤立した農家が出現していくことである。例えば兼業農家は工場とは直結するが、地域との関連がうすくなる。地域が同じだから結合するという地域性にもとづいたものではなく、機能的関連性がでてきたところに複合体の根拠がある。しかし、隣り同志は、大都市と同じようになっても、農村ではどこかで共通点があり、地域の組織を発展させないとい人一人が利益を失う。したがって自治機構としては、無関心な人々もヨコに連絡することが必要だ。複合体では、分業の原理というか、異質を一体化する原理が必要となる。

③ 農村計画に関連して河村会員は、長谷川報告では、農村計画の主体は農協、自治体というが、農業再編あるいは地域再編の計画というとき、どの機能を村落レベルで、どの機能を農協レベルで、どの機能を自治体でという、各レベルの機能分担を明確にすることが重要でないか。地域計画がうまくいくかいかないかは、最終的には、受け皿として農家が納得するかどうかにかかっている。多くの場合、農家が納得しないとき補助金を上げることがみられる。農村計画ではどこまでが集落の機能であるかを明確にする必要があると主張した。

これに対し長谷川会員は、次のことを述べた。小さな集落では計画できない。役場は計画図に書く能力をもっている。また村落レベルの計画は上部レベルの計画があつてはじめて有効だ。役場、農協、集落が協議会を設け、計画は住民にフィード・バックして計画化す

ることが重要なた。

農村計画の主体は、農政の現状では農協、自治体とする長谷川会員の見解に対して、再度河村委会は立って、農村計画がうまくいかどうかは最終的には受け皿としての農家の論理が決め手になると指摘した。たとえば線引きは計画側どちらがって、農家にとっては生きる内容の問題となる。それは土地をどう利用するか、何を生産するか、経営をどうするかの問題となる。したがって農村計画に際し、農家の側が農家集団として主体性をもつて計画をもつことがある。要は、農村計画においてはどういう機能についてはどういう機関が担当するかを明確にすることが必要だと強調された。

長谷川会員が、農村計画化の過程で、農民にフィード・バックするというとき、河村委会の指摘したことを見直していると思うが、報告のとき、農村計画の主体を現代の農政では自治体、農協であると強調したことが、こうした議論を生んだものと思われる。しかし農業補助金をテコに上からの農業再編成がおこなわれてきた日本農業の風土では、農村計画に際して、河村委会の指摘を十分にふまえておくことがきわめて重要である。

討論の最後に、これまでの討論をふまえて司会者団の一人として吉沢が次のように総括した。

永田恵十郎氏の特別報告「過疎山村の明暗」のなかで、村落の解体の危機に直面している島根山村の農民が「先に死んだものは果報者だ」と言った言葉が紹介されたが、この言葉をわれわれはどう受けとめるべきだろうか。村落社会研究会は村落研究を三〇数年してきて、われわれの研究が、その人たちのいたみにどれだけ答えてきたのだろうか。

ところで今回の共通課題の討論を終って残された課題は、磯辺会員が指摘したように、土地の私的所有と近代化を超える社会的合理性をどう具体化するかにある。このことは永田会員の表現にしたがえば、「自然的個性に着目した地域資源利用を現代技術に立脚して確立すること」であるともいえる。

しかも国際的にはアメリカの米の自由化要求があり、国内的には日本農業、農村を支えてきたといわれる食管制が改編されようといふ今日的状況、他方で東会員が指摘されたように、社会主義体制では国家的土地位所有による農業の編成が成功していないという現実を視野に入れて、日本の農村土地利用秩序の確立がなされなければならぬ。まさに磯辺会員が指摘されたように、労働と所有の同一性という所有の本源的、本質的形態の現在的な再構築の可能性が追求されなければならない。

以上のような総括のあと、最後に高山会員が、土地利用秩序に関連して、東京にみられる高地価、地方で農村の土地過剰をつくり出している日本の私的土地位所有の性格が、ヨーロッパで共同体との対抗のなかでつくられた市民的私的所有ともいうべき私的土地位の特性と異にしている点を、歴史的経過をふまえて認識することの重要性が指摘された。